外国語指導助手派遣業務委託に係るプロポーザル実施要領

１　趣旨

三木市では小・中・特別支援学校において、国際社会で活躍する子どもの育成をめざしている。今後も、三木市内児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図るとともに、英語教育の充実に資することを目的として、全小中学校および特別支援学校に外国語指導助手を配置し指導に従事させる。

実施にあたり、外国語指導助手派遣業務委託候補業者の知識、技能、経験等を見極め、本事業に適した業者を選考する。

２　業務概要

(1) 業務名

外国語指導助手派遣業務

(2) 業務内容

　別添の外国語指導助手派遣業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

※契約期間満了の１か月前までに、三木市並びに契約締結業者いずれから

も契約終了の意思表示のない限り、契約は１年間更新され、以降令和９

年３月31日まで同様とし、令和10年３月31日をもって契約終了とする。

３　実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成立した後、三木市契約規則に基づき契約を締結する。

４　参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（１）この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

（２）公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。

（３）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（４）公告日時点において会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。

（５）会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。

（６）三木市暴力団排除条例（平成２４年三木市条例第１号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。

（７）国税及び地方税を滞納していないこと。

５　日程

|  |  |
| --- | --- |
| 　内容 | 期日 |
| プロポーザル公告（実施要領の公表） | 令和６年　９月２４日（火） |
| 質問書の受付期限 | 令和６年１０月１５日（火） |
| 質問書に対する回答予定日 | 令和６年１０月２２日（火） |
| 参加表明書、会社概要書の提出期限 | 令和６年１０月２５日（金） |
| 参加資格審査結果通知書兼企画提案書等通知予定日 | 令和６年１０月３０日（水） |
| 企画提案書、見積書等の提出期限 | 令和６年１１月１３日（水） |
| プレゼンテーション実施予定日 | 令和６年１１月２６日（火） |
| 審査結果通知 | 令和６年１２月　６日（金） |

６　業務委託上限額

　 39,000,000円（年額、税込）

外国語指導助手派遣業務委託

・派遣人数　８人

※本件委託は、令和７年度予算に計上するため、当該予算案が議決されない場合は本件委託契約を中止することがある。したがって、契約日は令和７年４月１日付となる。また、令和７年度以降においても同様であり、変更のあった場合、契約時並びに契約更新時に確認する。

７　実施要領等の配布

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒６７３－０４９２

兵庫県三木市上の丸町１０－３０

三木市教育委員会教育振興部学校教育課

電話：０７９４－８２－２０００

FAX ：０７９４－８３－３６９９

メールアドレス：gakko@city.miki.lg.jp

（２）実施要領等の配布

ア　配布期間：令和６年９月２４日～令和６年１０月２５日

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前８時半から午後５時まで）

イ　配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか三木市ホームページ：（http://www.city.miki.lg.jp/）からダウンロードできる。

８　質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

（１）質問方法

質問書（様式第４号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「（事業者名）外国語指導助手派遣業務委託プロポーザル質問書の送付」とすること。

（２）提出先

三木市教育委員会教育振興部学校教育課

メールアドレス：gakko@city.miki.lg.jp

（３）提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0794-82-2000（代表）内線３５３６

（４）受付期間

令和６年９月２４日～１０月１５日まで

（５）回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和６年１０月２２日（火）までに全事業者にメールにより回答する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

（６）留意事項

質問回答の内容は、仕様書の追加又は修正とする。

９　参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出して下さい。

（１）参加表明書（様式第１号）　１部

（２）会社概要書（様式第２号）　１部

※パンフレット等会社の概要がわかるものを、併せて提出すること。

（３）暴力団排除に係る誓約書（様式第３号）　１部

（４）質問書（様式第４号）　１部

（５）業務実績調書（様式第５号）　１部

（６）業務実施体制表（様式第６号）　１部

10　参加申込提出方法及び提出先

（１）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前９時～午後５時までの間とする。

（２）提出先

〒６７３－０４９２

兵庫県三木市上の丸町１０番３０号

三木市教育委員会教育振興部学校教育課　宛

（３）提出期限

令和６年１０月２５日（金）

（４）辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、代表者印等を押印した参加辞退書（様式第１号の２）を持参又は郵送により提出すること。

11　参加資格審査結果通知

（１）参加申込後、参加資格を有すると認める者には「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書（様式第７号）により参加資格要件を満たしていることを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。

（２）参加申込後、参加資格がないと認めたものには「参加資格審査結果通知書」（様式第８号）により参加資格要件を満たしていないため、プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。

12　企画提案書・見積書の提出

（１）提出期限

令和６年１１月１３日（水）

（２）企画提案書

提出書類については、次のア～エの順に綴じること。

添付書類がある場合は、エの後ろに重ねること。

ア　企画提案書表紙（様式第９号）

イ　目次（任意様式）

ウ　企画提案書（任意様式）

文字サイズ12ポイントを基本とし、Ａ４サイズ、縦型横書き（縦長綴じ）とすること。また、企画提案書は、ページ番号を付すこと。内容については、以下の(ア)～(ウ)について記載すること。また、提出書類に記載する表現については、わかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

(ア)　基本的事項について

(イ)　提案事項について

（ウ） 独自提案事項について

エ　見積書（様式第１０号）

（３）提出部数

10部（原本１部を含む。）

（４）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前８時30分～午後５時までの間とする。

（５）提出先

〒６７３－０４９２

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市教育委員会教育振興部学校教育課　宛

13　審査及び選定

（１）選定方法

ア　参加申込の提出書類を受理した後、担当部局において応募資格の適否を確認する。

イ　審査にあたっては、三木市職員で構成するプロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に基づき、応募者の提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションについて審査する。

ウ　応募件数が３件以上となった場合は、提出があった参加申込の提出書類をもとに一次審査を実施し、プレゼンテーション審査（二次審査）へ図る案件を絞り込むことがある。

（２）提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーション審査

ア　実施日

令和６年１１月２６日（火）

※実施時間や会場などの詳細は、後日通知する。

イ　審査方法等

審査は、三木市外国語指導助手派遣業務の事業者選定プロポーザル審査委員会により、次の方法で行う。

(ア)　１提案者当たり、プレゼンテーション30分以内、質疑応答（評価を含む。）10分程度とし、出退及び機器準備を含めて50分以内とする。

(イ)　プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ)　プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ　その他

(ア)　審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め4名程度）とする。

(イ)　プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。）。

(ウ)　パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書と同様のものとする。（同様の内容であれば、表現形式の変更可）

(エ)　当日の資料追加は、認めないものとする。

（３）審査項目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 内　　容 | 評価 |
| 会社概要 | ①他市教育委員会との契約実績があるなど、小中学校・特別支援学校における業務遂行のためのノウハウを有するか。 |  |
| 採用体制・研修体制 | ②採用システム及び採用基準（資質、日本語力、指導経験）を明示するなどして、適切に提示されているか。 |  |
| ③ＡＬＴの派遣前・後の研修（特に校種別の具体的な指導法及びティーム・ティーチング）について、具体的かつ十分な提案がされているか。 |  |
| ④ＡＬＴを用いた外国語・外国語活動の研修等、教職員へのスキルアップのための研修についての提示があるか。 |  |
| 教育プログラム | ⑤提案書が仕様書のとおり、遺漏なく作成されているか。 |  |
| ⑥業務実施の方法及び体制が、ＡＬＴの具体的な確保人数を明示するなどして、適切に提示されているか。 |  |
| ⑦本市の事業のねらいにあった提案や工夫がみられるか。特に、授業時間外の活動について具体的な提案があるか。 |  |
| 管理サポート・危機管理体制 | ⑧ＡＬＴと学校及び教育委員会との連携がしやすいように、専属コーディネーターの配置等の業務をスムーズに行うための体制が提示されているか。 |  |
| ⑨ＡＬＴの日常のサポート等の管理体制及び欠席、緊急時の対応等の連絡体制が確立されているか。 |  |
| ⑩予算の範囲内で本業務にかかる管理体制が確立されており、追加で費用がかかることはないか。 |  |

【上記内容を参考に、発注業務に適した評価項目を加除修正、各項目に点数配分を設定する。】

（４）審査方法

ア　応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出する。

イ　各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

（５）業務受託候補者の決定

ア　評価結果に基づき、最高得点を獲得した応募者を、業務受託候補者として選定する。

イ　最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

（６）失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア　この要項に定める参加資格を満たさない場合

イ　提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ　提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場

合（軽微な場合を除く。）

エ　審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ　前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に

反する行為がある場合

14　その他

（１）応募者が１者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）

が６割以上の場合は、受託候補者として選定する。

（２）契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行

い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。

（３）受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽

の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消す

とともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。

（４）企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロ

ポーザルに要する費用は参加者の負担とする。

（５）提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用

することができる。

（６）提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）

後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。

（７）受託者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例（平成１１年三木市条例第１号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

15　契約担当課

　　住　所　〒673-0492　兵庫県三木市上の丸町10番30号　三木市役所５階

　　　　　　　三木市教育委員会　教育振興部　学校教育課　担当：

電　話　0794-82-2000（内線3536）

ＦＡＸ　0794-83-3699